エルピス介護ステーション
訪問介護サービス重要事項説明書

［令和７年４月１日現在］

１　事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社エルピス
代表者役職・氏名	代表取締役　今西　三千代
本社所在地・電話番号	山武市湯坂１０８－３　0745-78-3554
法人設立年月日	平成26年1月6日

２　サービスを提供する事業所の概要

（１）事業所の名称等

名称	エルピス介護ステーション
事業所番号	訪問介護事業
所在地	〒298-1328　山武市湯坂１０８－３
電話番号	０４７５－７８－３５５４
ＦＡＸ番号	０４７５－７８－３５５４
通常の事業の実施地域	山武市、東金市

（２）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（12月30日から1月3日迄を除く）
営業時間	午前９時００分から午後６時００迄

（３）事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤　１名
サービス提供責任者	・訪問事業計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。	

	・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者との連携を図ります。 ・利用者の状態に変化やサービスにする意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	
訪問介護員	・第１号訪問事業計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤換算で２．５人以上

３　サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常活動作業能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。

４　利用料、その他の費用の額

（１）訪問介護の利用料

ア　基本利用料

利用した場合の基本利用料（単位一覧）は以下のとおりです。

サービス内容	時間	単位	利用目安	介護保険 １割負担	介護保険 ２割負担	介護保険 ３割負担
身体介護	20 分未満	163	1,630 円	163 円	326 円	489 円
	20 分以上 30 分未満	244	2,440 円	244 円	488 円	732 円
	30 分以上 1 時間未満	387	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	567	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
	囲碁 30 分増すごとに	+82 単位	―	―	―	―
生活援助	20 分以上 45 分未満	179	1,790 円	179 円	358 円	537 円
	45 分以上	220	2,200 円	220 円	440 円	660 円

通院等の乗車降車等の介助		97	970 円	97 円	194 円	291 円

※地域単価 10 円での計算

※夜間（午後 6 時～午後 10 時）・早朝（午前 6 時～午前 8 時）は 25%の割増、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%の割増料金となります。

※身体介護に引き続き生活援助を行った場合は、上記とは別単位となります。

イ　加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	用件	利用料
初回加算	新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1 月につき ２，０８４円

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合には請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

ご利用の前営業日の 17 時までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用の前営業日の 17 時までにご連絡頂かなかった場合	当該基本料金の 10%

（3）その他

① 利用者の居宅でサービスを提供する為に使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5　利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

（1）請求方法

① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

② 請求書は、利用月の翌月 5 日までに利用者あてにお届けします。

（2）支払い方法等

① 請求月の 10 日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- 利用者が指定する口座からの自動振替
- 現金払い
- 事業者が指定する口座への振り込み

②お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6　秘密の保持

（1）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

（3）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を順守し、適切な取り扱いに努めます。

7　緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要がある場合は、速やかに主治の意思への連絡を行う当の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡致します。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏　　名	
	所　在　地	
	電　話　番　号	
緊急連絡先 （家族等）	氏　　名	
	電　話　番　号	

8　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

尚、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　富士火災海上保険株式会社
保険名　　包括職業賠償責任保険

9　サービス提供に関する相談、苦情

（1）苦情処理の体制及び手順

ア　サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

・苦情原因の把握

利用者宅に訪問し、苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し理解を得ます。

・検討会の開催

関係者の出席のもと、苦情内容の原因を分析し、対応策を協議します。

・改善の実施

利用者に対し、対応策を説明して同意を得ます。

改善を速やかに実施し、改善状況を確認します。

・再発防止

同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者に周知するとともに、研修などの機会を通じて再発防止に努めます。

（２）苦情相談窓口

担　　当	サービス提供責任者　　今西　道子
電話番号	０４７５－７８－３５５４
受付時間	午前９時００分から午後６時００分まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで（12 月 30 日から１月３日までを除く。）

市町及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

東金市高齢者福祉課介護保険係	０４７５－８０－２６４１
千葉県国民健康保険連合会 介護サービス苦情・相談窓口	０４３－２５４－７４２８

１０　サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）訪問介護員はサービスの提供の際、次の業務を行うことができません。

① 医療行為

② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

③ 利用者以外の家族のためのサービス提供

④ 訪問介護員が行わなくとも日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）

⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除など）

（２）金員や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容態などの急変などによりサービスを利用できなくなったとき

は、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

訪問介護事業の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明します。

事業者
所 在 地　　山武市湯坂１０８－３
法 人 名　　株式会社エルピス
代表者名　　代表取締役　今西　三千代

説明者
事業者名　　エルピス介護ステーション
氏　　名　　㊞

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者
住　　所
氏　　名　　㊞

（代理人）
住　　所
氏　　名　　㊞

g